# 御船町ＤＸ推進計画

～“町民の利便性向上”と“職員の業務効率化”を目指したデジタル変革～

熊本県御船町　令和６年３月　策定
令和８年３月　改訂

目　次

１　計画の目的　・・・　２

２　計画の背景　・・・　２

３　計画の位置付け　・・・　３

４　計画期間　・・・　４

５　推進体制と役割　・・・　４

６　本町の目指す姿　・・・　４

７　ＤＸに向けた取組　・・・　５

８　自治体ＤＸの重点取組事項　・・・　８

用語集　・・・　１１

## １　計画の目的　～「町民の利便性向上」「職員の業務効率化」～

令和２年 12 月 25 日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、政府から目指すべきデジタル化のビジョンが示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う市町村の役割は極めて重要であり、デジタル化の取組を進めていく必要があります。

また、同日、総務省において「自治体ＤＸ※1 推進計画」が策定され、自治体が重点的に取り組むべき事項・取組が示されました。さらに、令和３年５月には、デジタル社会形成基本法が公布され、地方公共団体は、デジタル社会の形成に関し、地域の特性を生かした自立的な施策を策定し、実施する責務を有することとされました。加えて、令和７年６月には AI※2 の利活用を推進する「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）」が公布・施行され、自治体においても AI 活用を進める責務が生じています。

このことから本町においても、自治体ＤＸを推進していくための「御船町ＤＸ推進計画」を策定し、実行します。

本計画の実行に当たっては、行政手続のオンライン化やスマートフォン等を利用したシステムの導入など、デジタル技術を活用して、町民の利便性を向上させつつ、町民一人ひとりの生活に寄り添った行政サービスを提供します。また、行政においては、情報システムの標準化・共通化※3 に速やかに対応し、AI などのデジタル技術を導入することにより職員の業務効率化を図り、持続的かつ発展的に住民サービスを提供し続けられる環境の構築に取り組みます。

このようにデジタル技術の活用により、新しい社会に対応し、町民の満足度を向上させること、職員の業務を効率化させることが本計画の目的です。

## ２　計画の背景　～社会変化に対応していくために～

本国において、人口減少・少子高齢化社会の到来は、経済の成長力はもとより、社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与え、本町においても例外ではありません。

本町の生産年齢人口は、令和２年に８，２７５人（総人口１６，３０３人における割合５０．７６％）であったのが、令和２７年には５，９４８人（総人口１２，３１３人における割合４８．３１％）に減少することが国立社会保障・人口問題研究所により推測されています（下図参照。）。

このことから、人口維持に向けた取組を行うとともに、行政サービスを維持し



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

ていくには、積極的なデジタル技術の導入による業務の効率化・働き方改革が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症対応について、全国の地域・組織間で横断的なデータが十分に活用できていないなど、様々な問題が明らかになったことにより、国全体でこうしたデジタル化の遅れに迅速に対処していくことが求められています。さらに、これまで本町で実施した、ノーコード※4 電子申請システム、WEB 口座振替受付サービス、キャッシュレス決済など、DX に関する取組をさらに推進し加速化させることで、本町においても時代の変化に対応し、町民の暮らしを守ることにつながると考えています。

このような背景から、国の方針や助言を踏まえ、御船町がＤＸで取り組むべき事項や時期を具体化し、町民の理解を得ながら着実かつ迅速にＤＸを進めるため、本計画を策定しました。

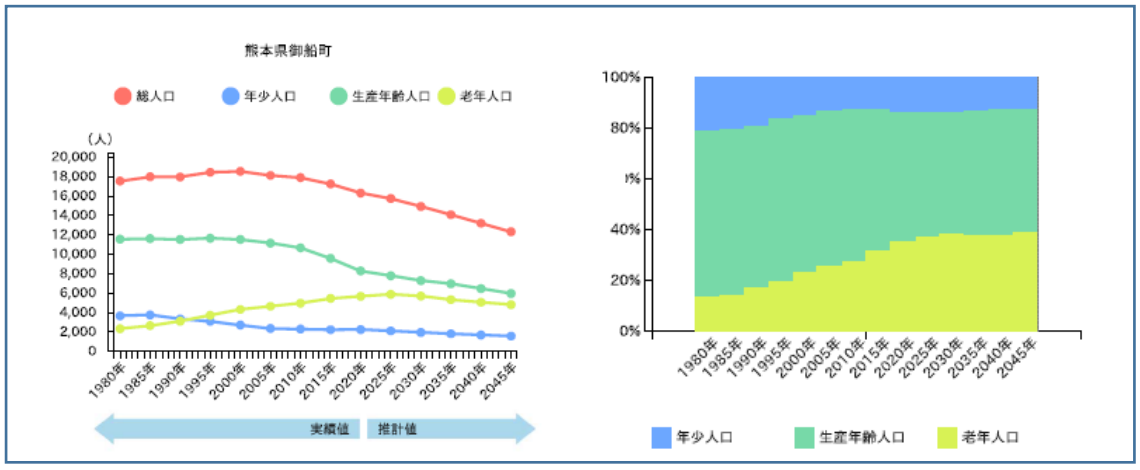


【出典】総務省：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口

## ３　計画の位置づけ　～御船町総合計画等の補完計画～

本計画は、本町の最上位計画である「御船町総合計画」や、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）に基づく「御船町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を DX により推進する補完計画です。

## ４　計画期間　～5 年間のスケジュール管理～

本計画の期間は、総務省が策定された自治体ＤＸ推進計画に準じ、最新の動向に応じて適宜見直しを行うこととし、計画期間を設けず、DX の重点取組事項について５年間を目途に主なスケジュールを設定し、随時更新を行うことで、着実な DX 推進に取り組みます。



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

## 5　推進体制と役割　～デジタル変革を進める組織づくり～

本町のＤＸ推進に当たっては、町長の強いリーダーシップの下、全庁的・横断的な DX 推進体制を構築し、全職員で取り組むものとします。

なお、DX 推進については、総務課が中心となり、まちづくり課と連携しながら、事業担当課間の総合調整や全体方針の進捗管理等を行います。

また、職員と DX 推進担当部署の間にワーキンググループを設置し、各業務における町民ニーズを把握しながら、デジタル活用の知識を併せ持つ DX 推進リーダーを育成し、町民に寄り添った効果的な DX を推進します。

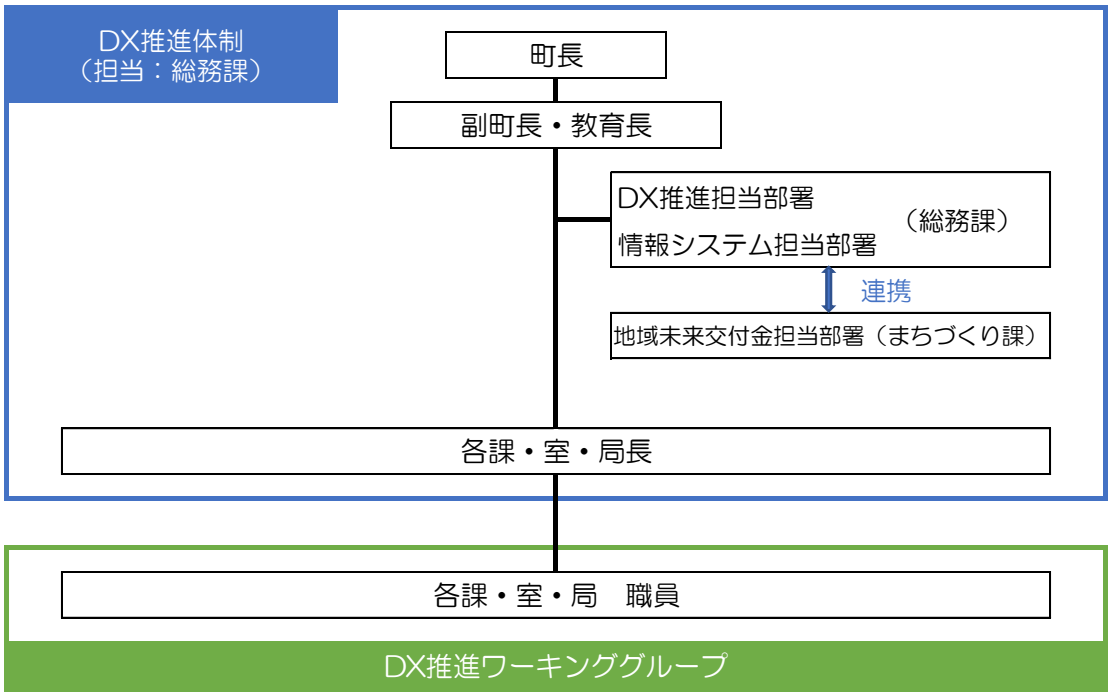


## 6　本町の目指す姿　～将来像～

### “書かない”“行かない”窓口の実現

本計画の目的である「町民の利便性向上」を図るため、来庁者が申請書に記入することなくタブレット端末等を使って申請を可能にする“書かない”窓口、インターネットを利用したオンラインサービスを拡充することにより、窓口の開設場所及び開設時間等に関係なく、スマートフォン等を使って、いつでもどこからでもサービスを受けられる“行かない”窓口の実現を目指します。さらに、節約した人・時間等の資源を有効活用して、対面での手続を要する方に対し、よりきめ細やかな個別対応を行います。



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

### “スマートな執務室”の実現

本計画の目的である「職員の業務効率化」を図るため、情報システムの標準化・共通化に速やかに対応するとともに、AI を始めとしたデジタル技術を活用し職員の業務効率化・働き方改革を行い、持続的かつ発展的に住民サービスを提供し続けます。さらに、ペーパーレスを推進し、紙媒体を減らし既存執務スペースを有効活用することで、“スマートな執務室”の実現を目指します。

## ７　ＤＸに向けた取組み　～具体的に取り組むべき事項～

本町では「自治体 DX 推進計画」で示された、自治体 DX の重点取組事項及び自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組に加え、本計画の目的である「町民の利便性向上」と「職員の業務効率化」を達成するための取組を実行することとし、具体的には次の各事項に取り組みます。

### “書かない”“行かない”窓口の実現に向けた取組

（１）自治体フロントヤード改革推進≪所管課：総務課、関係課：全課≫

行政手続きのオンライン化だけではなく、「書かない窓口」など、町民と行政との接点（フロントヤード）の改革を推進することにより、開庁時間にとらわれず申請が可能であり、複数の申請を同時に行うことを目指します。

（２）公金収納における eL-QR※5 の活用≪所管課：町民税務課≫

eL-QR を活用した納付を可能にすることにより、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の公金を、インターネットを利用して納付することができます。

国は令和８年９月までに eL-QR を活用した公金収納開始を目指しています。

（３）マイナンバーカードの取得支援・利用の推進≪所管課：町民税務課≫

ほとんどの町民がマイナンバーカードを保有することを目指すことにより、オンライン申請など今後のデジタル社会を推進し、申請内容の審査やシステムへの入力等の作業を迅速化又は省力化することを目指します。

（４）デジタルデバイド※6 対策≪所管課：福祉課≫



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

今後のデジタル化社会において、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるよう、スマートフォンを利用したオンラインによる行政手続等について、地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催や相談対応など町民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施します。

（５）オープンデータ※7の推進・官民データ活用の推進≪所管課：総務課≫

公共データを誰もが利用しやすい形で町ホームページに公開することにより、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案の利活用の促進を図ります。

（６）デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

≪所管課：まちづくり課≫

国家構想では､｢地方が抱える社会課題について､自らの地域ビジョンを描き､デジタルの技術を活用しつつ､“地方に仕事をつくる”“人の流れをつくる”“結婚・出産・子育ての希望をかなえる”“魅力的な地域をつくる”の４取組が求められています。本町では、主に地域未来交付金を活用し、各分野における地域課題の解決や魅力向上に向けた取組を実施します。

## “スマートな執務室”の実現に向けた取組

（１）自治体の情報システムの標準化・共通化≪所管課：総務課≫

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に適切に対応することにより、これまで各団体で開発を行ってきた基幹業務システムの人的・財政的負担を軽減し、効率的な行政運営を行います。

（２）セキュリティ対策の徹底≪所管課：総務課≫

情報システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底することにより、町民情報の安全性確保を目指します。

（３）自治体の AI 利用推進≪所管課：総務課≫

本町の定型的な業務について、AI などの最新デジタル技術を導入し、業務の



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

自動化や簡略化を図り、事務の効率化と時間の有効活用に取り組みます。

（４）テレワーク※8の推進≪所管課：総務課≫

会議や出張などの遠隔地における業務実施や職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現するため、テレワーク環境を整備することで、業務の効率化を図り、また重大な感染症や災害発生時に行政機能を維持することを目指します。

（５）デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し≪所管課：総務課≫

国においては、４万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、デジタル原則への適合の実現を目指されています。地方公共団体においても条例・規則等の見直しが求められているため、本点検・見直しを実施することで、人的・財政的負担を軽減し、効率的な行政運営を行います。

（６）BPR※9の取組の徹底≪所管課：総務課≫

業務改革（BPR）の中で生まれる課題に対し、効果的に最新デジタル技術を組み合わせることで、職員の業務効率化を図ります。



※は、11ページ以降の用語集に記載。

## ８　自治体ＤＸの重点取組事項　～５年間スケジュール～

| “書かない”“行かない”窓口の実現に向けた取組 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （１）自治体フロントヤード改革 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 |
| マイナポータルを活用したオンライン手続 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ノーコード電子申請システム | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 書かない窓口 | 導入検討 | 導入・運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| お伺い行政 | 拡張・運用 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| （２）公金収納における eL-QR の活用 | | | | | |
| 各種料金の eL-QR 導入 | | システム改修 | 運用 | 運用 | 運用 |
| （３）マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 | | | | | |
| 取得支援・利用の推進 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| （４）デジタルデバイド対策 | | | | | |
| 相談対応 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 講座開催 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| （５）オープンデータ※7の推進・官民データ活用の推進 | | | | | |
| データ作成 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 公表 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| （６）デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 | | | | | |
| 地域未来交付金事業 | 事業検討・実施 | 事業検討・実施 | 事業検討・実施 | 事業検討・実施 | 事業検討・実施 |



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

| “スマートな執務室”の実現に向けた取組 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （１）自治体の情報システムの標準化・共通化 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 |
| 情報システムの標準化・共通化 | 業務見直し<br>システム移行<br>条例等改正 | 運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 共同利用システムの検討 | 検討 | 検討 | | | |
| （２）セキュリティ対策の徹底 | | | | | |
| 職員へのセキュリティ対策研修 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 三層分離方式の見直し | 事業検討 | 機器入替 | | | |
| イントラネット無線化工事 | 令和６年度完了 | | | | |
| 職員用パソコン入替 | 令和７年度完了 | | | | |
| （３）自治体の AI 利用推進 | | | | | |
| 生成 AI の活用・ガイドライン策定 | 策定・導入・運用 | 研修 | 研修 | 研修 | 研修 |
| 組み込み型 AI の活用 | 随時検討 | 随時検討 | 随時検討 | 随時検討 | 随時検討 |
| （４）テレワークの推進 | | | | | |
| テレワーク環境の整備 | 試験導入 | システム導入 | 運用 | 運用 | 運用 |



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

| （５）デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 令和１２年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法改正の情報収集 | 実施 | | | | |
| 条例等改正 | 検討・改正 | | | | |
| （６）BPR の取組の徹底 | | | | | |
| デジタル人材の育成（研修） | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 業務見直し・システム導入相談 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ペーパーレス推進 | 財務・庶務システム検討 | 財務・庶務システム入替 | 運用 | 運用 | 運用 |
| グループアドレス※10 推進環境の整備 | 無線電話機導入<br>事務レイアウトの見直し・変更 | 事務レイアウト見直し・変更 | 事務レイアウト見直し・変更 | 事務レイアウト見直し・変更 | 事務レイアウト見直し・変更 |



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

# 用　語　集

## ※1　デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱されたものです。

## ※2　AI

人工知能（Artificial Intelligence（アーティフィシャル　インテリジェンス））の略称。AI に関する確立した定義はないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されています。

## ※3　情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）により、各地方公共団体で使用している住民基本台帳や固定資産税などの２０基幹系情報システムを統一化することです。

## ※4　ノーコード

専門的なプログラミング言語を使わずに、ドラッグ＆ドロップなどの視覚的な操作でシステムを開発できる仕組み

## ※5　eL-QR

地方税の納付書に印字された QR コードです。スマートフォン決済アプリや「地方税お支払サイト」で読み取ることで、全国の地方自治体の税金（自動車税、固定資産税など）をキャッシュレスで簡単に納付できる仕組みです。

## ※6　デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことです。

## ※7　オープンデータ

誰もが自由に、二次利用可能な形で取得・利用できる公開データ。



※は、11 ページ以降の用語集に記載。

※8　テレワーク

在宅勤務など、デジタル技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

※9　BPR

Business Process Reengineering（ビジネス　プロセス　リエンジニアリング）の略称。既存の業務プロセスを分析して課題を把握し、全体的な課題を導き出すことにより、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組です。

※10　グループアドレス

「オフィスの中で部署毎にエリアを分け、その中で、ノートパソコンなどを利用して自分の好きな席で働く」というワークスタイルのことで、これまでの固定席の良さをそのままに、コミュニケーションの活性化、スペースの有効活用、ペーパーレス定着などに効果があります。



※は、11 ページ以降の用語集に記載。